

奈 政 行 第 8 号

平成 26 年 1 月 30 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(10) 長期保有土地について

⑪ 文化振興施設整備事業

(c) 問題点

(ア) 事業計画の明確化

(観光振興課)

【監査結果】

当初の「事業概要」において、「平成13年度においては、当該土地及び建物を買収するが、特に建物については市の財政状況の推移を見ながら、工事着手までの間は、現状を維持する」と記載されており、当初から奈良市の買戻時期が明確でないことがうかがえる（なお、建物部分は寄附である）。この2、3年で土地開発公社の財政状況に対する批判が非常に高まっているなかで、事業計画が不明瞭なまま用地の先行取得を行っていることは問題である。今後の事業の進め方を早急に具体化することが必要である。

【措置の内容】

ならまち全体の活性化の取組みの中で、きたまちエリアの玄関口としての役割を果たすために、転害門に隣接する町屋を、観光客への案内、きたまちエリアを中心とした観光情報を発信する施設として整備を進め、「奈良市きたまち転害門観光案内所」として平成25年5月25日に開所しました。

(イ) 立地条件を考慮した利用方法の検討

(観光振興課)

【監査結果】

当該用地はならまちの北に位置しており、転害門に隣接する場所であるため、この地域の文化財などの資料展示や講演会などの開催ができる施設を建設する計画である。しかし、そのような施設を建設する用地としては、仮に隣接する

奈良市保有土地を含めたとしても278.55 m²に過ぎず、狭すぎると考えられる。
目的変更も含めて検討する必要がある。

【措置の内容】

ならまち全体の活性化の取組みの中で、きたまちエリアの玄関口としての役割を果たすために、転害門に隣接する町屋を、観光客への案内、きたまちエリアを中心とした観光情報を発信する施設として整備を進め、「奈良市きたまち転害門観光案内所」として平成25年5月25日に開所しました。